

重度障がい者タクシー利用乗車券の交付

市内在住の重度障がい者に、タクシー1回の乗車につき、初乗り運賃の9割を助成します。

対象
・身体障害者手帳1級または下肢・体幹・視覚障がい2級の方

・療育手帳A・A1・A2の方
・精神障害者保健福祉手帳1級の方

交付枚数

年間24枚。下肢または体幹機能障がいでも車椅子常用户と視覚障がい者は48枚。

※24枚全てを使い切ってから交付します

申請期間

3月24日(金)から福祉課、各支所地域振興課、山王福祉センターに申請。

※障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか)を持参してください



人工透析療養者タクシー利用乗車券の交付

市内在住の人工透析療養者に、医療機関に通院する際のタクシー料金の1/3を助成します。

対象
腎臓機能障がいによる身体障害者手帳の交付を受け、人工透析療法を受けるために市内の医療機関へ通院する方

対象外

・家族による外出の支援が得られる方
・障がい福祉サービスの居宅介護による通院等乗降介助を利用できる方

・介護保険の訪問介護による通院等乗降介助を利用できる方

・福祉有償運送の利用ができる方
・徒歩やバスで通院が可能な方、自転車の運転ができる方

申請期間

3月24日(金)から福祉課、各支所地域振興課に申請。

※障害者手帳を持参してください

在宅障がい者等交通費助成事業

在宅障がい者などが定期的に通所などをする場合、交通費の一部を助成します。

対象
在宅生活をしている市内在住の18歳以上の障がい者で、定期的に通所などをする方

助成額

①定期券購入の5割を助成
②自家用車の場合、市が規定する経費に回数に乗じた額の5割を助成

申請期間

3月31日(金)までに福祉課、または各支所地域振興課に申請。

難病療養者通院助成事業

難病の治療のために、飛驒地域外の指定医療機関に通院する場合、費用の一部を助成します。

対象

難病の患者に対する医療などに関する法律に規定する指定難病に罹患し、飛驒地域以外の指定された医療機関へ通院している市内在住の18歳以上の方

助成額

4,500円/回(月4回まで)

申請期間

3月31日(金)までに福祉課、または各支所地域振興課に申請。

障がい児通園等助成事業

飛驒地域外の病院へ通院する必要がある児童の保護者に対して通院費用や宿泊費用の一部を助成します。

対象

市内在住で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている児童。手帳の交付は受けていないが機能回復、集団生活に適應するための訓練などに通園、通院している児童。

助成額

・飛驒地域の通園施設3,000円/月
・飛驒地域以外の施設など4,500円/回(月4回まで)
・宿泊3,000円/回(月4回まで)
・保護者の付添4,500円/1回の入院につき

